

関東都市学会年報 投稿要項

1. 『関東都市学会年報』は、関東都市学会の機関誌であって、原則として年1回発行する。
2. 本誌は、原則として、本会会員の研究成果の発表にあてる。
3. 本誌の記事区分としては、巻頭言、解題論文、特集論文（特集／シンポジウム等）、自由投稿論文（査読つき）、書評、学会関係記事、その他とする。
4. 本誌は、A4判100～120頁を標準分量（論文の場合、一人当たりの標準枚数はA4判10頁）とする。
5. 自由投稿論文の投稿資格者は、本会会員であって、投稿する当該年度までの年会費を完納した者に限る。ただし、特集論文など、特別な場合には、非会員に投稿を依頼することができる。また日本都市学会所属で関東都市学会以外の都市学会所属の者は、別に定める投稿料を納入することで投稿資格を得ることができる。
6. 自由投稿論文（査読付き）は初出のものに限る。なお本学会および日本都市学会等において口頭発表を行った内容に基づく論考であることを原則とする。
7. 投稿締め切りは、原則として、毎年6月末日までとし、必要事項全てを記入した投稿票とともに、学会事務局に投稿することとする。
8. 自由投稿論文の投稿は、以下の3点を学会事務局に送付する。
 - [1] 投稿票
 - [2] 査読用の原稿コピー1部
 - [3] 査読用原稿が記録された電子ファイル
9. 自由投稿論文に対し、編集委員会は2名の査読者による査読を行って、掲載の可否を決定する。査読にあたって編集委員会は投稿者に対して問い合わせ、または内容の修正を求めることができる。
10. 編集委員会より査読終了、掲載決定の通知を受けた投稿者は、改めて以下の[1]～[4]の提出物を揃え、一括して学会事務局に送付する。
 - [1] 確定原稿に対応した投稿票
 - [2] 「執筆要項」に示したテンプレート（下記参照）にしたがって作成された完全原稿（図・表・写真等が文章に組み込まれたもの）の電子ファイル（WordおよびPDF）
 - [3] 原稿に組み込まれた図・表・写真等の電子ファイル（1点ごと、Excel、PPT、jpg、bmp など）
 - [4] その他、執筆者が必要と判断する付属物
11. 自由投稿論文（査読付き）以外の本誌記事の原稿についても、前項と同様に[1]～[4]の提出物を一括して事務局に送付する。
12. 前号に論文が掲載された会員は、原則として、連続して投稿することができない。ただし、特集論文については、この限りではない。
13. 掲載された論文の著作権は著者に属し、関東都市学会は、編集著作権を持つものとする。

る。掲載された論文の複製権及び公衆送信権を含む著作権は、『関東都市学会年報』が国立情報学研究所電子図書館事業（NII-ELS）に参加し、この事業の中で無償公開されることを前提としたうえで、原則として執筆者に帰属する。ただし、それぞれの執筆者が学術的寄与のために複製または転用等を行う場合には、これを妨げないものとし、また、関東都市学会に許諾を求めることを要しないものとする。転用等を行う場合には、その内容が関東都市学会年報に掲載済みである旨を明記しなければならない。

14. 改廃

[1] 本要項の改廃は、理事会の議を経て行う。

15. 本要項は、2021年4月1日から施行する。

関東都市学会年報 執筆要項

1. 原稿の体裁

(1) ページ・レイアウト

・ 出版時のレイアウトは編集委員会が詳細を定める。執筆者は編集委員会が提示する「年報テンプレート」の要項に沿った原稿を提出する。

(テンプレートはこちらからダウンロードしてください)

(2) 図・表・写真等に関する原則

・ 図・表・写真等は、いずれも白黒（グレースケール）仕様による掲載を前提として原稿を作成する。

・ 図・表・写真等には、通し番号とタイトルを付ける。

・ 必ず本文中に（図1）や（図1参照）などのように表示し、挿入位置を明確にする。

・ 他の出版物からの引用は、出典を明記し、必要なら著作権保持者から許可を得る。

・ 電子化する場合は、Excel、jpg、bmp、で作成したファイル（PDFは不可）とする。

2. 原稿の分量

・ 論文1篇につき、本文・図・表・写真・注・文献リスト・文献註などを含めて、A4判10ページ（400字換算40枚）相当を原則とする。

3. 原稿の提出方法

・ 投稿票はこちらから提出する。原稿の電子ファイル（Wordファイル）および原稿コピー（PDFファイル）は事務局 info@kanto-toshigakkai.com までメールで送付する。ファイルサイズが大きい場合はファイル転送サービスなどを使用する。

4. その他

(1) 抜き刷り

・ 論文の抜き刷りは作成しない。

(2) 外国語

・ 外国語で執筆投稿する場合は、編集委員会にあらかじめ相談すること。

(3) 不明点

・ 原稿作成に関して不明な点は、事前に編集委員会に相談して執筆すること。

※この「執筆要領」は2021年度から適用する（編集委員会）。